

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領

制定：平成 27 年 8 月 31 日付け林業第 969 号

改正：平成 27 年 12 月 8 日付け林業第 1601 号

改正：平成 29 年 4 月 27 日付け林業第 245 号

改正：平成 30 年 4 月 16 日付け林業第 407 号

改正：平成 31 年 4 月 23 日付け林業第 205 号

第 1 趣旨

この要領は、県産木材の利用を拡大するため、民間木造住宅の新築費用の一部を支援し、民間住宅の木造化を推進するとともに、自治会公民館等の木造化や公共施設等における県産木材を使用した木製品を整備することにより県産木材の利用推進を図ることを目的とする。

第 2 関係法規

事業の実施については、佐賀県補助金等交付規則、佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び関係法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第 3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 箇年とする。

第 4 事業の内容等

事業の内容及び採択基準については、別紙 1 のとおりとする。

第 5 事業計画等の作成

- 1 市町長及び一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「市町長等」という。）は、別紙 1 に掲げる事業を開始する前に事業実施計画承認申請書（様式第 1 号）及び別紙 3 を事業主体毎に作成し、知事へ提出するものとする。
- 2 知事は、前項に基づき事業実施計画承認申請書の提出があった場合は、市町長等が作成する事業の実施計画について必要な指導及び調整を行うとともに、市町長等から提出された事業実施計画承認申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、その承認を行うものとする。
- 3 市町長等は、別紙 2 に掲げる事業実施計画承認申請書の重要な変更については、事業実施計画変更承認申請書（様式第 1 号）を作成し、前項に準じて行うものとする。

第 6 助成

県は、予算の範囲内において、第 4 に掲げる経費に対し、別に定めるところにより補助するものとする。

第 7 事業実施上の手続

- 1 木造住宅の整備
 - (1) 施主は民間住宅の木造化に係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量を一般社団法人佐賀県木材協会代表理事会長（以下「木材協会長」という。）に提出しなければならない。
 - (2) 施主は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の

証明書を木材協会長に提出しなければならない。

2 リノベーション施設の整備

(1) 施主はリノベーションに係る補助を申し込む場合は、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量を木材協会長に提出しなければならない。

(2) 施主はリノベーション完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を木材協会長に提出しなければならない。

3 県産木材PR活動

資材等の見積もりを徴収する場合は、原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

4 木造公共的施設整備

(1) 事業主体は、作成した設計書等を市町長へ提出し、設計の審査を受けなければならない。

また、使用する木材の全体予定量及び県産木材予定量も併せて市町長に提出しなければならない。

(2) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

(3) 事業主体は建築完了後、使用した木材の全体量及び県産木材量並びに合法木材の証明、県産木材の証明書を市町長に提出しなければならない。

5 公共施設等の木製品の導入

(1) 原則として二者以上の入札又は見積合わせにより、最低価格を採用する。

(2) 補助対象は、県産木材を使用した木製品とするが、学童用机・椅子、教卓以外については、県産木材を使用したハイブリッド製品も補助の対象とする。

第8 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金の交付決定の通知(以下「交付決定」という。)を受けた後に行うものとする。

ただし、民間住宅の木造化及びリノベーション施設の整備については対象外とする。

第9 事業の成工確認及び書類の審査等

1 木造住宅の整備、リノベーション施設の整備及び県産木材PR活動は次によるものとする。

(1) 木材協会長は、事業主体の事業が完了したときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地確認等により、事業の実施内容が適正かどうか成工確認を行うものとする。

(2) 木材協会長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

ア 事業主体の完了が確認できる書類

イ 成工確認復命書等の写し

ウ 契約書、見積書等の写し

エ 完成写真又は活動状況写真

オ 成工確認状況写真

(3) 農林水産部林業課職員(以下「林業課職員」という。)は、木材協会長から実績報告書等が提出されたときは、書類の審査(必要に応じて現地調査)を行うものとする。

2 木造公共的施設整備及び公共施設等の木製品の導入は次によるものとする。

(1) 市町長は、事業主体の事業が完了したときは、成工確認を行うものとする。また、農林事務所は、市町長から要請があった場合には、市町長が適切かつ効率的な確認が実施できるよう、市町長の確認に立会し、指導・助言を行うものとする。

(2) 市町長は、成工確認が完了したときは、実績報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- ア 成工確認復命書等の写し
- イ 事業実施設計書（図面含む。）
- ウ 契約書、見積書等の写し
- エ 成工確認状況写真
- オ 完成写真

(3) 農林事務所長は、実績報告書等が提出されたときは、書類の審査（必要に応じて現地調査）を行うものとする。

第10 関係書類の整備

事業主体の長は、別紙4に掲げる書類を整備しておくものとする。

第11 施設等の管理

1 管理主体（原則として事業主体とする。以下同じ）は、事業により設置した施設等については、事業の趣旨に即して適正に管理しなければならない。

ただし、木造住宅の整備、リノベーション施設の整備及び県産木材PR活動は対象外とする。

2 管理主体は、施設の管理状況等を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更年月日等を記載した台帳を備えるものとする。

3 管理主体は、施設ごとに次に掲げる事項を含む管理規定を定めて適正な管理運営を行うとともに努めるものとする。

- (1) 目的
- (2) 施設の種類、構造、規模、形式、数量等
- (3) 施設の所在（設置場所）
- (4) 管理責任者
- (5) 利用者（使用者）の範囲
- (6) 利用方法（使用方法）に関する事項
- (7) 施設の保全及び償却に関する事項
- (8) その他管理に必要な事項

4 事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについては、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及び別表第2とし、やむを得ず耐用年数内に処分等をしようとする場合は、あらかじめ知事へ協議し、承認を得なければならない。

第12 事業看板等の設置施設の標示

事業主体は、事業完了後遅滞なく、事業名や導入年度等を明らかにするための看板等を施設の見やすい箇所に設置しなければならない。

ただし、民間住宅の木造化及びリノベーション施設の整備については対象外とする。

第13 書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類は、木造住宅の整備、リノベーション施設の整備及び県産木材PR活動を除き、所轄農林事務所を経由して林業課へ提出することとする。

第14 補 則

この事業の実施については、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年度の事業から適用する。
- 2 この要領は、平成 27 年 12 月 8 日から適用する。
- 3 この要領第 4 の別紙 1 の木造住宅の整備及び木造公共的施設整備の採択基準に掲げる「外装又は内装に県産木材を 10 m²以上使用すること」については、平成 28 年度の事業から適用する。
- 4 この要領は、平成 29 年度から適用する。
- 5 この要領は、平成 30 年度から適応する。
- 6 この要領は、平成 31 年度から適応する。

(別紙1)

区 分	事 業 内 容	採 択 基 準
1 木造住宅の整備	木造住宅を新築する場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する住宅の建築主とする。 (1)県内に自らまたは家族が居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。 (2)構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で60%以上使用すること。 かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (3)佐賀県産木材地産地消の応援団が建設する住宅であること。 (4)使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (5)補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する住宅。ただし、申し込み期限内に予定戸数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する住宅とする。 (6)さがの木の住まいコンクールに応募する住宅であること。 (7)県税に未納がないこと。
2 リノベーション施設の整備	非住宅施設をリノベーションする場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当するリノベーション施設の建築主とする。 (1)リノベーションとは、「新築の時にはなかった用途や機能を変更もしくは追加し、その空間に付加価値を持たせるような建物もしくはその一部の改修」のことを指す。 (2)県内にある非住宅施設（商業スペース、オフィス等）とする。 (3)木材の特性を活かし、佐賀県産木材を現しとして使用するデザインであること。 (4)施主は県産木材による「木のインテリア（家具を含めた内装空間）」でリノベーションし、モデルルームとして活用しなければならない。 (5)佐賀県産木材地産地消の応援団が施工する施設であること。 (6)使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 (7)補助住宅に申し込みをした年度の12月末日までに完了する施設。ただし、申し込み期限内に予定施設数に達しない場合は、追加申し込みを行う。その場合、翌年の2月末日までに完了する施設とする。 (8)リノベーションコンクールに応募する非住宅施設であること。 (9)県税に未納がないこと。
3 県産木材PR活動	県産木材を使用した住宅見学会、家の材料となる木を見（伐り）にいくツアー、SNSによる情報発信等に係る経費を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県産木材地産地消の応援団に登録した大工・工務店であること。 ・PRする木造住宅等には県産木材を使用していること。
4 木造公共的施設整備	自治会等が整備する公共的施設の木造化を行う場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木造公共的施設とする。 (1)構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎杭を除く）の内、土台、柱（間柱を除く。）、横架材（桁、梁類）、斜材（筋かい、火打材類）、小屋組の部分の木材使用量のうち、県産木材を体積比で70%以上使用すること。 かつ、外装又は内装に県産木材を10㎡以上使用すること。 (2)使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。
5 公共施設等の木製品の導入	公共施設等における木製品（机・椅子（教卓、戸棚、本棚、テーブル、ベンチなどの備付けの木製品）、玩具等）の導入を行う場合に経費の一部を助成	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付対象は次の各号のいずれにも該当する木製品とする。 (1)市町、自治会及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令第1条に掲げる施設を整備した者が管理する公共施設等に導入する木製品であること。 (2)使用する木材については、合法木材及び県産木材の証明ができること。 <ul style="list-style-type: none"> ・学童用机・椅子、教卓に使用する部材については、補強材を除き、県産木材とし、県内で組み立てを行った製品であること。

(別紙2)

事業計画の変更を伴う事項

区 分	重要な変更
1 木造住宅の整備	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの
2 リノベーション施設の整備	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの
3 県産木材PR活動	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの
4 木造公共的施設整備	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの
5 公共施設等の木製品の導入	(事業計画) ・事業の中止 ・補助金額の変更 ・その他知事が必要と認めるもの

(別紙3)

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日(明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

事業主体毎に作成すること

(別紙4)

1 会計関係書類

- (1) 金銭又は現金出納簿
- (2) 収入・支出整理簿
- (3) 負担金(賦課金)明細・徴収原簿

2 証拠書類

見積書、請求書、納品書、入出金伝票、領収書、借用証書等

3 契約関係書類

入札顛末書、請負(委託)契約書、施工写真(成果品)、工事打合簿、合法木材証明書(県内の合法木材認定事業体が発行)、県産木材生産履歴証明書(さがの木流通管理センターが発行)、管理規程(下記参照)等

4 台帳関係

財産管理台帳

5 管理規程

- 1 目的
- 2 施設の種類、構造、規模、形式等
- 3 設置場所
- 4 管理責任者
- 5 利用者(使用者)の範囲
- 6 利用方法(使用方法)に関する事項
- 7 施設の保全及び償却に関する事項
- 8 その他管理に必要な事項

(様式第1号)

番 年 月 日 号

佐賀県知事 様

市 町 長 等 名

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施計画(変更)承認申請書

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業実施要領第5の1(変更の場合は、5の3)の規定に基づき、事業実施計画書を添えて申請します。

記

(変更の場合は、以下を記載する)

- 1 変更の理由
- 2 変更の概要

作成年度	年度
市町等名	

佐賀県ふるさと木材利用拡大推進事業
(変更)事業実施計画書

第2．事業実施計画

1 区分ごとの事業費等

(単位：円)

区 分	年 度				
	数 量	総 事 業 費	経 費 内 訳		
			補 助 金	市 町	そ の 他
1.木造公共的施設整備	棟				
2.公共施設等の木製品の導入	セット				
合 計	-				

(注)

- 1 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き（変更前を上段に括弧書き、変更後を下段）で記載すること。

1 木造公共施設等整備の詳細

整備年度	施設名	事業箇所	事業主体名	整備内容	木材使用量 (㎡)			内装又は外装の県産木材 (㎡)	延床面積 (㎡)	総事業費 (円)	経費内訳 (円)			備考
					全 体	主要構造材	県産木材 使用率 (%)				補助金	市 町	そ の 他	
合 計														

- (注)
- 1 施設毎に事業費の内訳が分かる資料(概算見積書等)を添付すること。
 - 2 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

2 公共施設等の木製品の導入

(単位:円)

整備年度	施設名	事業箇所	事業主体名	整備内容	総事業費	経費内訳			備考
						補助金	市 町	そ の 他	
合 計									

- (注)
- 1 整備内容については、木製品の種類を記載すること。
 - 2 施設毎に事業費の内訳が分かる資料(概算見積書等)を添付すること。
 - 3 変更の場合は変更前と変更後とが比較できるよう二段書き(変更前を上段に括弧書き、変更後を下段)で記載すること。

(別記様式第1-2号)

県産木材PR活動事業実施計画書(変更計画書)

1 事業の目的(変更の理由)

--

2 事業計画の内容

(1) 実施内容

開催時期	実施内容(回数等)	備考

(2) 事業経費

名 称	金額(消費税)	算出基礎	備考
合 計			

3 添付資料

- ① 見積書等
- ② 別紙(誓約書)